



Title	馬英九政権発足後の台中経済関係の一考察：ECFA調印による経済連携強化とその意義
Author(s)	李, 嗣堯
Citation	経済学研究, 62(3), 49-61
Issue Date	2013-02-21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/52285
Type	bulletin (article)
File Information	ES_62(3)_049.pdf



[Instructions for use](#)

馬英九政権発足後の台中経済関係の一考察

——ECFA 調印による経済連携強化とその意義——

李 嗣 堯

はじめに

1990年10月より台湾の対中国投資が開放されて以来、台中間の経済関係は速いスピードで緊密になってきている。台湾当局の対中経済政策もその現状に対応し、「規制から規制緩和」の方向へ進んできた。しかし、政治関係に関しては、国家主権をめぐる「1つの中国」か「2つの中国」という見解の違いによって依然として冷えたまま、「政冷経熱」の状態が継続してきた¹⁾。

1993年4月に、台湾の財団法人海峡交流基金会(以下、海基会と略す)と中国の海峡兩岸関係協会(以下、海協会と略す)はシンガポールにおける「辜汪会談」で4つの協定を調印し、制度化への道を開いたが、1995年に起きた李登輝総統のアメリカ訪問と台湾海峡ミサイル危機によって両会の会談が中断された。また、1999年の「特殊両国論」発言によって同会の正式な対話は完全に閉ざされた。兩岸関係は長期間の低迷状態に陥っていた。

2008年5月に政権交代が実現され、馬英九総統は、任期中「統一しない、独立しない、武力を行使しない」との「三不政策」の維持を約束し、「一つの中国については各自が表述する」との「92年コンセンサス」の基礎の上で、直ちに兩岸間の正式ルート(中国側・海協会、台湾側・海基会)を通じた兩岸の接触・対話が再開した。そして2006年6月から2008年8月まで8回の両会のトップ会談が行われ、18項目の協定も

調印された。台中間の経済関係は規制緩和の時代から「経済連携強化」へと大きく変化し、いわゆる台中関係の「正常化」期に入った²⁾。

その中で2010年6月に締結された「兩岸経済協力枠組み協定(Economic Cooperation Framework Agreement: 略称 ECFA)」は台湾経済・産業にもたらす影響が極めて大きいと考えられたため、馬政権がその意思を示した直後から注目が集まった。例えば、2010年4月25日に国民党と民進党の両党党首の討論会が行われた³⁾。また、台湾団結聯盟は住民投票によってECFAを締結するかどうか決めるべきだと主張し、2010年4月23日に公民投票審議会にECFA締結可否についての住民投票を申請した⁴⁾。

これまでのECFAに関する研究は、「ECFAの必要性」、「ECFAの政治的リスク」そして「ECFAの台湾経済への影響」等をめぐってそれぞれの内容を検討したうえ、その賛否についての見解を述べるという形式が主であった。それぞれの研究は、ECFAの影響を如何に解釈するか、また政治や所属産業の立場の違いによって内容に差が見られた⁵⁾。これに対し

1) 李嗣堯[2007]。

2) 岸本千佳司[2011] p.6を参照されたい。

3) これは与野党首が初めて公開的にECFAをめぐって討論をしたものである。討論内容の詳細について關魚整理[2010]〈ECFA 雙英辯論文字紀錄〉を参照されたい。

4) ECFA 住民投票の実行申請が2回とも公民投票審議会に否決された。

5) 詳細は岸本千佳司[2011] pp.12-22を参照されたい。

て本稿は、ECFAの歴史的背景、ECFAの内容、そして台中双方にとってのECFAの狙い所の三つの側面に注目して馬英九政権が新たに展開した「台中経済連携強化」の意義を明らかにする試みである。その理由は、ECFAの特殊性に関わるECFAの歴史的背景を理解したうえ、ECFAの内容を確認し、加えてECFA締結双方のそれぞれの狙い所を検討しなければ、ECFAの影響を正しく判断できないと考えられるからである。その構成は以下のようになっている。Ⅰでは、ECFAの歴史的背景を検証することによってECFAの含意を確認する。ⅡにおいてECFAの内容と特徴を検討し、ECFAの台湾にとっての経済的な意義を明らかにする。Ⅲにおいて台中両政府にとっての狙い所、政府をはじめとするECFA支持者の説明と反対側の論点を検討し、ECFAの台湾経済にとっての意義を示す。終わりには、結論としてここまでの検証を基にECFA締結に伴う経済的展望と今後の検討課題を提示する。

Ⅰ. 「兩岸経済協力枠組み協議(ECFA)」の歴史的背景

ECFAとは、中国と台湾が2010年6月に締結した経済協力に関する枠組みの協定であり、自由貿易協定(FTA)までのものではないが、それに近いものとも言える。

2001年3月に中国国民党(以下、国民党と略す)蕭万長氏が提案した「兩岸共同市場」は、兩岸経済連携に関する初めてのものだった。当時、国民党は、総統選挙に負けて野党に転落したので、政策としてそれを推進することができず、民進党側では「共同市場はヒト、モノ、カネの完全な自由流通を意味する。兩岸(中台)で一度共同市場が形成されると、大陸の労働者を自由に台湾に引き入れ、大陸の農産品も対台輸出が自由化され、台湾の資金も無制限に大陸に流れ込む。この結果失業の増加、労働者の所得減少、農民の生計圧迫が進み、産業空洞化はさらに進

む。兩岸共同市場はまさに災難の始まりだ」と主張し、「兩岸共同市場」の推進にむしろ反対した。大陸側も当時この「兩岸共同市場」の構想に積極的に反応しなかった。

2004年に再選された陳水扁政権に対し、中国の台湾政策も従来の政策から変化した。胡錦濤政権の対台湾政策では、「台湾独立」の動きに反対し、それを抑制することを中国の台湾政策の重点とし、兩岸統一について「平和的統一」の可能性が存在する限り、事実上の現状維持を認める姿勢を示している。また、台湾問題も中国の現代化という戦略目標に従うべきであると位置づけ、性急な「統一」を目指すのではなく、長期にわたる現状維持を前提に、経済、人的往来等兩岸関係の緊密化を図ろうとするものである⁶⁾。

中国側の変化を示す行動は、まず、2005年3月14日に中華人民共和国第十回全国人民代表大会第三次会議において「反国家分裂法」が通過し実施に移されたことである。次に、2005年4月26日から5月3日までの国民党連戦氏を始めとする国民党一行の中国訪問をうけ、とりわけ、胡錦濤主席と4月29日に会談し⁷⁾、双方が「92年コンセンサス」の存在を確認した上、5項目からなる共同声明を発表した。共同声明の内容は、①兩岸人民の福祉を図るため、兩岸会談を速やかに再開するように促すこと、②敵対状態を終止し、平和協議の合意に達するように促すこと、③兩岸経済貿易の全面的な交流を促すとともに経済協力メカニズムを創出すること、④台湾の国際組織参与の問題について協議するとともに促すこと、⑤共産党と国民党の対話ルートを創出することである。第3項には更に「兩岸会談回復後、兩岸共同市場問題を優先的に討論するように促すこと」と記し、蕭万長氏が提

6) 駒見一善[2010]pp.6-7。

7) この連戦・胡錦濤会談は、蒋介石・毛沢東会談以来60年ぶりの国共トップ会談であった。台湾では第三回「国共合作」とも呼ばれる。

案した「兩岸共同市場」を議論の課題とした。また、第5項に関しても共産党と国民党の対話ルートが確認され、その後、「国共論壇(フォーラム)」を定期的に開催し、双方の交流に関する議論を続けた⁸⁾。

それ以来、毎回のフォーラムはもちろん、他の議論の場でも兩岸貿易協力関係及び兩岸共同市場の議論がしばしば取り上げられるようになった。民進党政権は、議論の基礎となる「92年コンセンサス」を認めず、また「兩岸共同市場」が台湾経済にもたらす影響や将来「経済統合」から「政治統合」に発展しかねない懸念が存在するとして、一貫して反対の意を示し、政府の政策としては発展せず、共産党と国民党また一部の民間企業の間の議論にとどまった。しかし、こうした政党間外交は馬政権の発足前後からの迅速な関係改善を可能にした要因と考えられる。

2008年の総統選挙で国民党副総統候補の蕭万長氏が推し進める「兩岸共同市場」が選挙争いの争点の一つとなった。民進党総統候補の謝長廷氏は、「兩岸共同市場」が実に「一中市場⁹⁾」であるとして台湾経済への悪影響を強調し、有権者にアピールした。国民党陣営は、それはあくまでも民進党陣営の「曲解」だと反論したが、「兩岸共同市場¹⁰⁾」の主張に危うさを感じ取る有権者が増えつつあった。以上のような経緯から、馬英九・蕭万長陣営のマニフェストにあたる『馬英九・蕭万長の包括的な政策白書』には「兩岸共同市場」がなく、「兩岸包括的経済協

力協議(Comprehensive Economic Cooperation Agreement: CECA, 以下CECAと略す)¹¹⁾」という表現が示された。

2008年5月に、馬政権発足後、早速、中国との会談を再開し、制度化への道が開かれたが、兩岸経済統合に関して、兩岸の特殊な関係が理由で、FTAではなく、CECAをもって推進するようになった。

兩岸経済関係の制度化に関して一定の成果を上げたことを受けて、2009年2月12日に6大産業団体は、台湾の孤立化を回避するため、政府に中国との包括的経済協力協議(CECA)の早期締結を求める共同声明を発表した¹²⁾。13日付工商時報がこれを伝えると、CECAの賛否について新たに論争されるようになった。しかし、CECAという名称が2003年10月に中国と香港が締結したCEPAと誤解されやすいということで、2009年2月27日に馬総統がECFAとすることに決定し、本格的にECFAを推進することにした。その僅か1年4ヶ月後の2010年6月29日にECFA調印手続きが完了された。その後の過程は一般的なFTAと同じく①個別研究、②共同研究、③協議交渉、④調印、⑤国会通過、⑥発効・実施というステップを踏んで進められた。その間の動きについて表1を参照されたい。

ECFA調印の歴史的背景からその特徴を以下のようにまとめることができる。

まず、ECFAの基となる「兩岸共同市場」は国民党が提出したものであったが、中国の後押しにより、実現することができた。さらに2005年より中国側が積極的に国民党の提案に応えたこと、またECFAの提出から調印まで、非常に速いスピードで手続きが完了したこと。そのいずれも中国の支持がなければ、実現不可能であった。確かに、兩岸の個別研究や共同研究でお互いに経済利益をもたらすという結論が

8) 竹内孝之[2012]p.93。

9) 蕭氏自身も「兩岸共同市場」とは「一中市場」であることを認めている。蕭萬長[2005]を参照されたい。

10) 兩岸共同市場基金会「建構兩岸共同市場的基礎與具體作法」によると「兩岸共同市場」の実施に3つの段階があり、第1段階は、兩岸経済貿易の正常化、第2段階では、兩岸経済制度を調整、兩岸「自由貿易(Free Trade Area)」を創設すること、第3段階では、幅広い経済領域を統合し、「兩岸共同市場」を実現すること。後ほど経済連携に取り上げられたCECAやECFAなどはその中の一部の統合に当たるものである。

11) 馬英九等[2008]。

12) 工商時報(2009.02.13)。

表1 ECFA 締結までの経緯

2009/02	馬英九総統が兩岸経済連携の必要性につき言及、交渉立ち上げのための個別・共同研究を開始。
2009/07/29	台湾側が ECFA の経済影響に関する報告<個別研究1結果>を公表。
2009/10/17	中国側が ECFA の経済影響に関する報告<個別研究2結果>を公表。
2009/12	正式交渉開始決定。
2010/1/20	ECFA 共同研究の結果を公表。
2010/01/26	海基会、海協会が中国北京にて第1回 ECFA 協議開催。
2010/03/31	海基会、海協会が台湾桃園にて第2回 ECFA 協議開催。
2010/04/23	台聯：先公投再談 ECFA 與民間社團將公投連署送中選會。
2010/04/2	總統與民進黨主席蔡英文－兩岸經濟協議電視辯論會。
2010/6/13	海基会、海協会が中国北京にて第3回 ECFA 協議開催。
2010/6/23	台湾台北にて兩岸窓口機関による準備会合会議。
2010/6/29	海基会、海協会が中国重慶にて ECFA 調印。
2010/8/17	国会審議通過。
2010/9/12	兩岸經濟連携枠組協議(ECFA)発効。
2011/1/6	「兩岸經濟連携委員會」(經合会と略称)発足。

(出典)ECFA サイト「兩岸經濟合作架構協議重要事件推動進展一覽表」により作成。

<http://www.ecfa.org.tw/Event.aspx?pid=8&cid=26>

出ていたが、その発表前からいずれの政府も ECFA 調印の意思を強く表していた。これは両政府にとって経済利益以外にも他の効果が期待されているとも読み取れよう。ちなみに、馬政権発足後、兩岸の「制度化」は速やかに進められ、ECFA の調印も 2010 年 6 月 29 日に行われた 5 回目のトップ会談で実現した。

次に野党側の民進党や台湾聯盟の調印前の国会での内容協議や住民投票を行うべきという主張に対し、馬政権は終始一貫して応えなかった。馬総統の ECFA 締結の提案により、様々な場面で与野党の攻防になったが、国会での審議や国民投票などの野党側からの提案に応じることはなかった。野党側は ECFA 締結が台湾政治・経済・社会に重大な影響を与えるものと主張したのに対し、馬総統は ECFA があくまでも台湾経済貿易発展のため、これまで他の国と締結

してきた FTA と同様に扱うべきものであるとの説明を繰り返した¹³⁾。

以上の 2 点により、馬英九政権にとって ECFA 締結の意図は経済的な議題であるのに対して、共産党の意図は経済効果のみならず政治的なものが含まれていることが読み取れる。所謂、馬英九政権が発足して以来、対中国連携関係の促進を目指して取る「異中求同(異なる所から同じ所を求めること)」「同中存異(同じ所に異なる所が存在すること)」の実現である。

II. 「兩岸經濟協力枠組協議(ECFA)」の内容

ECFA は「枠組み協定」であり、正式な協定を結ぶまでの協議に時間がかかるため、実際の必要を考慮して、先に大枠を決め、工業品項目の関税減免など必要性が高くかつ合意が得やすいものからアーリーハーベストを得るためのものである。後続の協議テーマについての実務的な意思疎通を図り、ECFA で定められた事項の執行といった関連業務を行うため「兩岸經濟協力委員会」が設立され、2011 年 2 月に第一回例会が開催された。

ECFA 内容の構成は、下記の表 2 に示されたように①中台間の経済、貿易および投資面での協力強化<第一章>、②財貨とサービス貿易の一層の自由化と公平、透明、迅速な投資およびその保障メカニズムの構築<第二章>、③経済協力領域の拡大と協力メカニズムの構築<第三章>、④財貨とサービス貿易に関するアーリーハーベストの規定<第四章>、⑤争議解決、メカニズム構築、文書書式、後続協議などのその他の規定<第五章>、⑥アーリーハーベストに関係する 5 つの付属文書とされる。

ECFA の序言と総則によると、「ECFA」の目的は、双方が WTO の基本原則に基づき、双方の経済条件を考慮し、段階的に貿易投資の障害を削減し、公平な貿易投資環境を創造するこ

13) 經建會綜合計劃處[2010a]pp.8-10。

表2 ECFAの構成

章	条
第一章	総則
	第一条 目標
	第二条 協力措置
第二章 貿易と投資	第三条 製品貿易
	第四条 サービス貿易
	第五条 投資
第三章 経済協力	第六条 経済協力
第四章 アーリーハーベスト(早期の実施・解決項目)	第七条 製品貿易におけるアーリーハーベスト
	第八条 サービス貿易におけるアーリーハーベスト
第五章 その他	第九条 例外
	第十条 争議の解決
	第十一条 メカニズム構築
	第十二条 文書の書式
	第十三条 付属文書および後続協議
	第十四条 修正
	第十五条 発効
第十六条 終了	
付属文書	1. 製品貿易におけるアーリーハーベスト製品リストおよび関税引き下げ計画
	2. 製品貿易におけるアーリーハーベスト製品に適用される臨時原産地規則
	3. 製品貿易におけるアーリーハーベスト製品に適用される双方のセーフガード措置
	4. サービス貿易におけるアーリーハーベスト部門および開放措置
	5. サービス貿易におけるアーリーハーベスト部門および開放措置が適用されるサービス提供者の定義
署名	台湾海基会董事長 VS 中国海協会理事長

(出典)ECFA サイト「ECFA 本文及び付属文書」により
<http://www.ecfa.org.tw/RelatedDoc.aspx?pid=3&cid=5>

とにあり、目標は、「双方間の経済、貿易、投資協力を強化および増進すること」、「双方の製品貿易とサービス貿易のさらなる自由化を促進し、公平、透明、簡便な投資およびその保障メカニズムを段階的に確立すること」そして「経済協力の分野を拡大し、協力メカニズムを確立すること」である。注意すべきことは、ECFA が FTA としての異例であるが、調印後、WTO への通告の手続きを済ませば、自由貿易

協定(FTA)の項目に帰すことになる¹⁴⁾。以下は ECFA 内容の概要をまとめたものである。

II-1 貿易と投資協議の話し合いの内容

製品貿易では、「関税の引き下げあるいは免除の形式」、「原産地規則」、「税関のプロセス」、「非関税措置」、「世界貿易機関(WTO)の協定に適用する貿易救済措置」などを規定している。サービス貿易協議では、「双方間の多くの部門に関連するサービス貿易の制限的な措置を段階的に軽減あるいは除去すること」、「サービス貿易の幅と内容の深度を継続的に拡大すること」、「双方のサービス貿易分野における協力を増進すること」、「いかなる一方も、制限的な措置の開放あるいは除去を自主的に加速することができること」などを規定している。投資は「投資保障メカニズムの確立」、「投資関連規定の透明化の向上」、「双方の相互投資の制限を段階的に減少」、「投資の利便化を促進」など4つの項目から成る。

なお、「アーリーハーベスト(早期の実施・解決項目)」を基に、協議発効後、遅くとも6カ月以内に製品・サービス貿易協議についての話し合いを行うこと、及び上記の投資に関する事項についても、本協議の発効後6カ月以内に、話し合いを行うことが盛り込まれた。

II-2 経済協力

「経済協力」の内容に関しては「知的財産権の保護と協力」「金融協力」「貿易促進および貿易の簡便化」「税関協力」「電子ビジネスの協力」「双方の産業協力戦略と重点分野を研究し、双方の重要項目の協力を推進し、双方の産業協力の中で発生する問題を調整し、解決すること」「双方の中小企業協力を推進し、中小企業の競争力を向上させること」「双方の経済・貿易組織による出先機関の相互開設を推進すること」など8つの項目が取り上げられており、これらは最も

14) 竹内孝之[2010]p.81。

两岸経済貿易の特色を表すものであり、ECFA調印の軸と見なすべきである。具体的計画と内容について、特に期間を設定せず、速やかに協議を行うようにするとのことである。

II-3 アーリーハーベスト(早期の実施・解決項目)

協議の目標実現を加速するため、付属文書1に記された製品と付属文書4に記されたサービス貿易部門に対しアーリーハーベスト計画を実施することとした。同計画は、本協議発効後6カ月以内に(製品)または速やかに(サービス貿易部門)実施を開始するとの内容であった。製品貿易のアーリーハーベストに関して「関税引き下げ実施の手配」、「臨時原産地規則の適用と終了」、「臨時貿易の救済措置の適用と終了」、またサービス貿易に関して「サービス貿易のアーリーハーベスト部門および開放措置に基づき、もう一方のサービスおよびサービス提供者が実行する制限的な措置を軽減あるいは除去する」、「もしサービス貿易のアーリーハーベスト計画実施により、一方のサービス部門が実質的なマイナス影響をもたらした場合には、影響を受けた側は、相手側と話し合いを要求し、解決方案を求めることができる」そして「サービス提供者定義の適用と終了」などの基本的な規定が記載された。

II-4 その他の規定

その他の規定に関しては、「本協議のいかなる規定も、一方がWTO規則と同様の例外措置を採るか維持することを妨害する解釈をしてはならない。」という例外規定、「双方は、本協議発効後遅くとも6カ月以内に、争議解決の適切なプロセス確立について、話し合いを行うと共に、速やかに協議を達成させ、それにより本協議のいかなる解釈、実施、適用についての争議を解決していく。」という争議の解決、「双方は、「两岸経済協力委員会(以下、委員会)」を設立する。委員会は双方が指定した代表により組織さ

れ、本協議と関連のある事項についての処理を担当する」という実行組織のメカニズム、及び「文書の書式」、「付属文書及び後続協議」、「修正・発効・終了」などの規定が記載された。

II-5 アーリーハーベストに関する付属文書 1-5

付属文書について文書1と4は製品貿易とサービス貿易におけるアーリーハーベスト計画で、その内容を表3にまとめた。その他の文書は、第4章アーリーハーベスト計画に係る「臨時原産地規則」、「双方のセーフガード措置」、「サービス提供者定義」などの詳細な規定である。

ECEAで中国は台湾製品539品目の関税を2年以内に完全撤廃する。年間輸出額にして138億ドルに相当する。台湾も中国製品267品目の関税を廃止する。輸出額は28億5000万ドルに相当する。台湾が品目数で2倍、輸出額では5倍も有利な条件だ。また、台湾産農産物の対中輸出は認められるが、中国産農産物の台湾への輸出は開放が見送られた。サービス分野でも中国は11業種、台湾は9業種を優先的に開放することを決めた。台湾との経済統合を実現するため、中国が大幅に譲歩した格好だ。

以上の内容から台中間で締結されたECFAは、一般的な協定とは異なるいくつかの特徴を指摘できる。

まず、ECFAの協議項目を見ると、国際的に結ばれている協定と類似し、その内容は、商品貿易(関税、非関税を含む)、サービス貿易、投資保障、知的財産権、防衛措置、経済協力、経済貿易トラブルの解決メカニズムなどとなっているが、当該協定は「枠組み協定」であり、現在、東南アジア諸国(ASEAN)と中国大陸、韓国、日本、インドが締結している「枠組み協定」と同じで、正式な協定を結ぶ前にルールを定めるものである。実際の需要を考慮して、先に「枠組み」協定を締結することにより、双方が最も

表3 ECFAによる関税引き下げ、サービス業投資開放の概要

中国側の関税引き下げ・サービス業投資開放の主な内容				台湾側の関税引き下げ・サービス業投資開放の主な内容			
<ul style="list-style-type: none"> ● 物品(計 539 品目)=2009 年の台湾からの輸入総額(約 837 億ドル)の 16.1%(約 138 億ドル)が相当 鉦・工業品(521 品目) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 石油化学(88 品目): 基本原料, 特殊化学品, プラスチック製品など ➢ 機械(107 品目): 工作機械, 産業機械, その他の機械, 機械部品など ➢ 紡織(136 品目): 各種生地, 紡織製品, 靴類など ➢ 輸送用機器(50 品目): 自動車部品, 自転車(完成車)及び部品 ➢ その他(140 品目): 鉄鋼, セメント, 医療器材, 精密機器, 金型, ガラス, 電子製品, 電気製品, 小物家電, 工具など 農産品(18 品目) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 台湾農漁産品活魚, バナナ, オレンジ, メロン, 茶葉, 蘭など ● サービス業(11 業種) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 会計簿記サービス, パソコンサービス, 自然科学等研究開発, 会議サービス, 設計サービス, 映画放映, 病院サービス, 航空機メンテナンス, 保険業, 証券業 				<ul style="list-style-type: none"> ● 物品(計 267 品目)=2009 年の中国からの輸入総額(約 255 億ドル)の 10.5%(約 27 億ドル)が相当 鉦・工業品(267 品目) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 石油化学(42 品目): 基本原料, 特殊化学品, プラスチック製品など ➢ 機械(69 品目): 産業機械, その他機械, 機械部品 ➢ 紡織(22 品目): 綿糸, 綿布, ナイロンなど ➢ 輸送用機器(17 品目): 自転車(完成車)及び部品 ● その他(117 品目): 精密機械部品, 金型, 金属製品, ゴム・プラスチック, 電子製品, 電気製品など ● サービス業(9 業種) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研究開発, 会議サービス, 展示サービス, 特製品設計サービス, 映画放映, プロカーサービス, 運動レクサービス, 空運サービス電子化, 銀行業 ● 労働者の移動 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国人労働者の台湾での就業は未開放 			
関税低減のスケジュール				関税低減のスケジュール			
現在関税率	実施1年目	実施2年目	実施3年目	現在関税率	実施1年目	実施2年目	実施3年目
0~5%以下	無税	-	-	0~2.5%以下	無税	-	-
5%~15%以下	5%	無税	-	2.5%~7.5%以下	2.50%	無税	-
15%以上	10%	5%	無税	7.5%以上	5%	2.50%	無税

(出典)台湾經濟部「中華民国台湾投資通信」179号, ECFA 協議文書などにより作成。

切迫し, なおかつ双方のコンセンサスが得られている項目の関税減免などについて部分的なものから「アーリーハーベスト」を定めている。これは台湾が最も経済関係の密接な国と締結した重要な准 FTA と言えよう。

次に, この協議の内容は, 経済貿易以外のテーマには触れていない。兩岸が中国と別に締結している海空運直航等の 6 項目の協議と同じく主権または政治問題に触れないようにしたが, これまでの台湾が他の国々と締結した FTA と違い, 准民間組織代表が署名したことから, 完全に政治に触れない経済的協定とも言い切れない。

第三に, アーリーハーベストに関する付属文書から見て, 台湾に対する中国の大幅な譲歩も上記の政治的な要素を考慮した結果とも思われる。

Ⅲ. 「兩岸経済協力枠組み協議(ECFA)」の狙い所

Ⅲ-1 台湾側の狙い所

馬政権, また ECFA 締結を支持する人々の意見では, 「台湾の周辺化が避けられること」と「台湾にもたらされる経済効果」の 2 つの狙い所が挙げられている。

1. ECFA 締結によって台湾の周辺化が避けられること

馬英九総統は, 国民向けの説明で「鎖国」か「開放」, 「周辺化」か「国際化」の二者択一を示し, ECFA 締結を各々後者への道であるとした¹⁵⁾。

近年, WTO での交渉が進まず, その代わりに特定の国々との貿易を優遇する FTA と関税

15) 關魚整理[2010]<ECFA 雙英辯論文字紀錄>。

同盟を含む地域貿易協定 (RTA) の数が 272 と大きく増加した。特に東アジア地域経済統合の速度が早く 2009 年までに 58 の RTA/FTA が締結された。

たとえば、中国大陸と ASEAN10 カ国は 2002 年に「中国-ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」を締結し、2010 年から中国大陸は ASEAN6 カ国(インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ)と大部分の製品の関税の免税措置を実施し、さらにその他 ASEAN4 カ国(ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)も 2015 年にこれに続く予定である。韓国と ASEAN10 カ国では 2005 年 2 月より交渉を開始し、2007 年 6 月に枠組み協定、物品貿易協定及び紛争解決協定が発効、サービス貿易協定は 2009 年 5 月 1 日に発効、残る投資協定は 2009 年 6 月に署名、9 月発効になった。また、日本と ASEAN10 も 2005 年 4 月より交渉を開始し、2008 年 4 月 14 日に署名が完了、同年 6 月に国会承認、12 月 1 日に発効(日本、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー)、2009 年 1 月 1 日にブルネイ、2 月 1 日にマレーシア、6 月 1 日にタイ、12 月 1 日にカンボジア、2010 年 7 月 1 日にフィリピンが発効になった。また、上記の所謂「ASEAN+1」の他に「ASEAN+3(日、中、韓)」も交渉を開始し、近い将来署名する可能性がある。

このような地域経済統合の進展の中で、台湾だけが除外されている。主要国の FTA の現状を表 4 にまとめた。FTA 相手国との貿易額が貿易総額に占める割合をみると、FTA 比率の少ない日本でも 18.7% を占めている。台湾はパナマやグアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ホンジュラスといった国以外に FTA 締結の実績がなく、これらの国との貿易額は貿易総額の僅か 0.187% (2011 年) にすぎず、地域経済統合の潮流から取り残され、周辺化するという危機感があつた¹⁶⁾。

表 4 主要国の FTA の現状

	FTA の数	FTA 比率(注)	主要相手国
日本	13	18.70%	ASEAN, インド, メキシコ, チリ, スイス
インド	16	21.60%	ASEAN, 日本, 韓国, マレーシア
韓国	10	35.20%	米国, EU, ASEAN, インド, チリ
豪州	6	24.90%	米国, ASEAN, チリ
EU	28	31.5% (対域外) 77.6% (含: EU 域内)	スイス, ノルウェー, アルジェリア, 南アフリカ, チリ, メキシコ, 韓国
米国	14	38.30%	NAFTA, 中米, 豪州, 韓国
中国	9	19.40%	香港, ASEAN, チリ, ベルギー
台湾	5	0.19%	パナマ共和国, ニカラグア共和国, グアテマラ共和国, エルサルバドル共和国, ホンジュラス共和国

(注) FTA 比率: FTA 相手国との貿易額が貿易総額に占める割合(署名済み・未発効を含む)。

(出典): 日本財務省貿易統計(2010年), IMF「Direction of Trade Statistics」, 台湾財政部統計處\ 財政統計。

台湾は東アジアの国々との貿易往来が緊密である。特に中国、香港、日本、韓国、ASEAN の東アジアへの輸出額の輸出総額に占める比率は 65% に上り、アメリカの 12% を大きく超え、東アジアは台湾の主要な輸出マーケットである。東アジアでの FTA/RTA が台湾経済に与えるマイナス影響がすでに現れている。

例えば、表 5 を見てわかるように、韓国が 2007 年 6 月に ASEAN10 と FTA を発効する前、台湾の ASEAN10 に対する平均輸出成長率は 20.1%、韓国は 16.6% であるが、発効後、台湾のそれは 11.8% と減少、韓国は 24% と大幅に成長した。韓-チリと韓-シンガポールの FTA 締結も同じ結果になっている。また、日本の場合(表 6)、日-シンガポール、日-マレーシア、日-タイのいずれも FTA 発効前後、日本の FTA 締結国に対する輸出成長率が台湾よりも高くなっている。

16) 経建會綜合計劃處[2010b]p.13。

表5 韓国のFTA締結による台湾・韓国貿易競争力の変化

	シンガポール		アセアン 10 カ国		チリ	
	韓 - シンガポール FTA 発効前	韓 - シンガポール FTA 発効後	韓 - アセアン FTA 発効前	韓 - アセアン FTA 発効後	韓 - チリ FTA 発効前	韓 - チリ FTA 発効後
期間	2003-2005	2006.3(発効) 2006-2008	2004-2006	2007.6(発効) 2007-2008	2001-2003	2004.4(発効) 2004-2008
台湾(注)	20.40%	13.20%	20.10%	11.80%	-5.20%	10.90%
韓国	20.90%	30.10%	16.60%	24.00%	-3.40%	46.40%

(注) 貿易平均成長率。

(出典) 台湾經濟部サイト「兩岸經濟合作架構協議(ECFA)」。

表6 日本のFTA締結による台湾・日本貿易競争力の変化

	シンガポール		マレーシア		タイ	
	日 - シンガポール FTA 発効前	日 - シンガポール FTA 発効後	日 - マレーシア FTA 発効前	日 - マレーシア FTA 発効後	日 - タイ FTA 発効前	日 - タイ FTA 発効後
期間	2000-2002	2002.11(発効) 2003-2008	2004-2006	2006.7(発効) 2007-2008	2005-2007	2007.11(発効) 2008
台湾(注)	9.90%	15.80%	16.60%	5.70%	16.20%	-5.60%
日本	2.50%	11.20%	7.80%	22.50%	8.20%	15.20%

(注) 貿易平均成長率。

(出典) 台湾經濟部サイト「兩岸經濟合作架構協議(ECFA)」。

台湾政府はこれまで ASEAN, 米国, 日本等と FTA を締結しようと努めてきたが中国の圧力により実現せず、したがって先ず兩岸関係を改善することが不可欠と認識した。ECFA 締結は、単なる中国への傾斜ではなく、他国との関係改善・経済交流緊密化を図り、台湾の「国際化」を実現することができる。即ち、台湾政府は中国との関係改善をすれば第三国と FTA を締結することが可能になり、ASEAN を軸とした東アジア地域の経済統合の動きに乗ることができると主張した¹⁷⁾。

2. 国際競争力の増大によって経済成長がもたらされる経済効果

経済統合についてももっとも体系的に理論的研究を行った Balassa, Bela (1961) の『経済統合の理論』という経済統合の動態的理論がある。それによると、経済統合によって規模の経済、競争促進効果が生まれて効果的な生産が可能になり、結果的には経済集積、技術の蓄積などに

もプラス効果を生み出すとしている¹⁸⁾。これを根拠にこれまで様々な経済統合が実現されてきた。ECFA も同じく兩岸経済統合の枠組みで様々な正の効果が期待されている。

実際に中華経済研究院の研究結果によると、ECFA のマクロ経済的效果として、GDP で 1.65～1.72%，総輸出高で 4.87～4.99%，総輸入高で 6.95～7.07%，社会福祉で 77.1～77.7 億ドル、雇用者数にして 25.7～26.3 万人分の伸びが見込まれる。サービス貿易の自由化も考慮すれば、もっと GDP の成長を促進し、外資流入も 7 年間以内に 89 億ドル増の見込みである¹⁹⁾。

上記の経済効果がどのように生み出されるかについて、以下に要点をまとめておこう。

第一に、ECFA による「根留台湾」(海外進出するも本社や研究開発部門は台湾に残す)の経済効果である。即ち、近年の大三通の実現によりロジスティクス・コストが下がり、ECFA により関税が低減すれば、必ずしも工場等を中

17) 經建會綜合計劃處[2010a]p.7。

18) Balassa, Bela[1961]。

19) 經建會綜合計劃處[2010c]p.24。

国に移転する必要がなくなるので企業の台湾での投資が増える。

第二に、中台経済関係の自由化推進やそれと並行する台湾の事業環境整備の進展により、中国・アジア新興市場へのゲートウェイとして台湾の戦略的価値向上も見込まれていること。即ち、日本等の外資にとって、台湾企業との協力により中国市場開拓が容易となる、または中国向け製品の設計開発や製造の重要部分を台湾で行うことでテストマーケティングが出来るだけでなく知財の漏洩リスクを下げることも出来る、さらに今後中国企業の台湾への進出が進めば、他の外資も誘引し台湾は世界の企業の協力プラットフォームになり得る、といった期待である。

第三に、ECFA 締結によって台湾を「アジア太平洋オペレーション・センター」、「物流センター」、「輸送センター」等として発展させられる機会が与えられること。また、それによって台湾の経済的な地位が向上し、最終的に経済発展につながることである。

第四に、一部の経済貿易ライバル国が、中国と FTA 調印していない韓国や日本等に先んじて中国市場を開拓し地歩を固めること。例えば、石油化学原料について、2007 年に台湾から中国への輸出が中国輸入総額 763 億ドルに占める割合は 15%、韓国のそれは 20%、日本は 18% となっている。台湾に対し、現在中国の平均関税の 6.17% からゼロ関税に下げられると、日・韓のシェアの約 380 億ドルに取って代わる可能性がある。

以上の内容によると、ECFA 締結が対中貿易、海外からの投資など様々な経済的な面から台湾経済成長に貢献できるように見える。これは、民進党が言う国民党の「中国へ前進し、また中国と世界へ向かう」戦略である。この戦略は、民進党政権時代の対中政策の行き詰まりから検討した対策だと言えるが、経済効果がどの程度に発揮されるかは別にし、ECFA 内容の交渉、他国の FTA 締結の可否などその権限が自国で

はなく中国にあることが最も大きな問題であろう。

III-2 中国側の狙い所

これまでの検討によると、台湾側は ECFA 締結を経済的な協定にとどめ、中国との経済連携の強化によって台湾が直面している様々な問題を突破しようとしている²⁰⁾が、中国側では経済よりも台湾との連携を通して台湾問題を突破しようとしていると考えられる。

まず、中国にとっては、ECFA 締結の目的は兩岸の「WIN - WIN の関係」を築き、総理温家宝が言っている「利益を台湾に譲り、相互関係を深めることもあれば、台湾との統一についての基盤を固めるということもある。言い換えると、先にやさしいこと、次に難しいことを、先は経済、次は政治を」という中国の政策と一致するからである。

2002 年 11 月に胡錦濤氏が中国共産党総書記に就任し、胡錦濤政権が誕生したが、新たな対台湾政策が顕著になるのは 2005 年からであり、それまでの「原則主義的アプローチ」から「機動的アプローチ」にかわった。ここでの「機動的」とは、台湾の政治情勢を注視し、そのつど最適な手段で台湾の弱いところを突いていく柔軟性と執行力の高さを指す。その主たる内容は、①宿敵であった国民党との和解、②台湾の民意へのアピール、③アメリカをうまく関与させる、④歴史観の微調整、であった。江沢民時代の対台湾政策にも「軟硬両手」という面があったが、それは基本的には、鄧小平以来の「平和的統一、一国二制度」の原則に忠実に沿ったものなので、

20) ECFA の政治的含意について、馬政権の公式見解では、「一国兩制」や「平和統一」のような政治的文言は一切使われず一般的な経済協定に過ぎないとされ、「不統、不独、不武」(統一せず、独立せず、武力行使せず)の現状維持策を堅持し、兩岸関係の改善とともに国際関係の改善も図ることが強調されている。
經建會綜合計劃處[2010b]pp.17-18。

「原則主義的アプローチ」と位置づけられる。たとえば、台湾の独立阻止は江沢民時代と同じであり、統一促進を放棄したわけでもない。しかし、戦略目標の優先順位を変えることは、個々の政策、現場での対応に違いをもたらす。胡政権は、対台湾政策の当面の目標を引き下げたことにより政策の自由度が高まり、かえって台湾への影響力を行使できるようになった。それが「機動的アプローチ」である。また、この胡政権の対台湾政策の論理構造は、「機動的アプローチ」は手段、「兩岸関係の平和的發展」はプロセス、「平和的統一」は目標という位置づけになる²¹⁾。

このアプローチをもって2005年の「国共和解」から2008年に馬政権の登場による台中間経済連携強化への変換、そしてECFA締結までの中国側の対応を説明することができる。中国側には経済的なメリットよりも政治的なものがメインだと思われる。中国にとってECFAは政治的統一のための策略であり（「以経促統」=経済によって統一を促す）、当初台湾側に有利な条件を提示する（「讓利」=利益を譲る）のもこのためである。しかも中台間の経済規模の圧倒的な格差により、台湾の中国への非対称的依存度が高まり、中国は労せずして台湾を勢力範囲に取り込み「祖国統一の大業」を達成する目論見である²²⁾。

この「機動的アプローチ」を手段とし、また「統一」を目標とする中国は、台湾と第三国のFTA締結を基本的に支持するかどうか、「兩岸関係の平和的發展」そして「平和的統一」に寄与するかどうかによるとと思われる。それは以前のように妨害²³⁾まではしないかもしれないが、支持はしないだろう。

ECFA締結の経済連携強化の結果については、Paul Krugman (1991)の「中樞－辺境」理論

から台中経済関係の行方もしばしば取り上げられている。Paul Krugman (1991)「中樞－辺境」によると、経済統合は必ずしもすべての参加国にとって利益となるとは限らない。その理由は、以下のように説明される。まず、経済統合によって自由に貿易・投資が行われ、その貿易相手国や地域双方の経済規模の違いが大きい時に、本國市場効果(Home market effect)が起きる。すなわち、両者の中に市場規模の大きい国の産業全体に占める割合が拡大する一方、規模の小さい国が占める産業割合が縮小することになる現象である²⁴⁾。この理論をECFA締結後の台中経済貿易関係に当てはめると、中国の産業全体に占める産業割合が拡張する一方、台湾の占める産業割合が縮小する結果になる。この効果は、規模の経済性と貿易行為に伴う輸送やその他の貿易コストから来たものである。規模の経済性とは、生産量の増大につれて平均費用が減少する結果、利益率が高まる傾向のことである。また、台湾の企業は、台湾か中国のどちらで生産活動を行うかを選択できる、なおかつ、貿易コストが軽減されたことで、一箇所に生産活動を集中するほうが得である状況になると、その生産活動を台湾ではなく、市場規模の大きい中国で行うことになる。つまり、「中樞－辺境」の結果が起き、台湾はますます「辺境化」されると見られる。

これまで中国側は、経済統合に対する積極的な姿勢を見せ、一見して経済的に不利益な譲歩もあると見られたが、上記の内容からみて、その「狙い所」は単純な政治戦略ではなく、より高度で先を見越した「経済的な利益」また、「経済によって統一を促す」という戦略であると言える。

結び

本稿ではECFAの歴史的背景、ECFAの内

21) 小笠原欣幸[2011]。

22) 黄天麟[2010]、呉榮義[2010]、蔡易如[2010]。

23) 妨害の事例は竹内孝之[2010] p.72を参照せよ。

24) Paul Krugman[1911]。

容、そして台中双方にとっての ECFA の狙い所の三つの側面から、馬英九政権が展開した「台中経済連携強化」の意義をみてきたが、以下のような結論が得られた。

一、ECFA は特殊な FTA ではあるが、兩岸経済の統合に寄与することに違いない。ECFA の内容を確認してわかるように ECFA は自由貿易協定の一つであり、段階的に完全自由貿易に進められる枠組み協定である。過去の各国 FTA 協定の経験から、ECFA の調印は、確実に兩岸経済の統合に良性的な発展をもたらすものである。

二、経済統合といって台湾経済に与える影響は必ずしもプラスばかりでなく、マイナス面もある。特に台湾と中国の関係は非常に特殊であり、他の国と FTA 締結が出来ないまま、中国のみとの経済統合では、現にすでに対中依存度の高い台湾にとって「中枢－辺境」理論の実現によって非常に高いリスクに覆われる可能性があり、注意が必要である。

三、ECFA は決して単なる経済的な議題ではない認識が必要である。馬政権も中国大陆も ECFA に特異な総括的経済協力協定であることを再三に強調しており、兩岸に特異な協議という言葉自体に政治的な含意が含まれていると理解すべきである。よって ECFA にある関税の交渉やマーケットの開放等経済貿易の議題以外に政治的な要素が含まれており、経済的に対等な関係であると認識して対応するのではなく、政治・経済両方とも考慮しつつ兩岸経済関係を進めるべきである。

四、ECFA は台湾と他の国との FTA 調印を保証するものではないこと。馬政権は ECFA 締結を助力に他の国々との FTA 締結を狙っている、決してそう簡単に実現できるものではない。2008 年末に胡錦濤主席が提出した「胡六点」に、まず、「兩岸双方が「1つの中国」原則を守らなければならない」、次に「兩岸の経済協議調印を推進する」と示されたことによって、政治的意図が依然として兩岸経済協力を超えること

がわかる。また、これまでの公式的な談話によってもこの議題に対して、新たな意思表示がなく、台湾と他国との FTA 締結することで、中国が得るメリットが無い現在、中国の協力を得たうえで進めることができるとは到底考えにくい。ECFA 調印にともなって、台湾が他の国と調印する可能性が高められるかもしれないが、保証するものではない。

五、ECFA 調印にともなう市場開放の圧力を直視すべきである。中国大陆の関係者から、兩岸の経済規模の違いを考慮したうえで、台湾の需要に対し、「利益を譲る」意思があると伝えられ、ECFA 調印の際にもそのような内容が盛り込まれたように見えるが、兩岸が共に WTO のメンバーである以上、経済協力の締結は、最終的に兩岸貿易正常化の実現に帰さなければならない。今後、現在台湾側の一方的な制限は、必ず対等の開放の道へ進むように思われる。台湾側もそれに対応できるように施策を検討しなければならない。

本研究の検討によって以上の5点の結論にまとめられるが、あくまでも ECFA の歴史背景、ECFA の内容そして兩岸の狙い所の質的な検討によるもので、実際にどのように影響を受けているか、まだ締結して一年も経っていないこともあり検証できていない。資料の追跡によってその影響を確認することが重要であり、次の課題にしたい。

謝辞

宮本謙介先生には、北海道大学大学院経済学研究科にて、学位論文の執筆にあたって、懇切丁寧な御指導と励ましを賜りました。その御恩は言葉に言い尽きません。先生のご退任にあたって改めて謝意を表させていただきます。

参考文献 注：*は中国語文献

小笠原欣幸[2011]「胡錦濤政権の対台湾政策」

<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/hujintaostaiwanpolicy.pdf>

- 岸田英明[2010]「ECFA 締結で魅力を増す台湾の投資環境」『中華民國 台湾投資通信』179 (July 2010), 1-2.
- 岸本千佳司[2011]「中台経済連携強化と台湾ビジネスモデルへの影響-「兩岸経済協力枠組み協定」(ECFA)をめぐる議論と台湾ブランド」
- *黄天麟[2010]「ECFA 與「中樞-辺陲」效應」羅致政主編『ECFA 大衝擊: 台灣的危機與挑戰』第二章, 台北: 新台湾国策智庫.(中国語)
- 駒見一善[2010]「本格化した馬英九政權の兩岸交渉-緊張緩和と関係強化が進む現状を中心に-」『問題と研究』39(1), 39-72.
- *經建會綜合計劃處[2010a]「洽簽兩岸經濟協議シリーズ1- 提升台灣競爭力總統在「兩岸經濟協議座談會」相關談話」『台湾經濟論衡』Vol.8, No.4.
- *經建會綜合計劃處[2010b]「洽簽兩岸經濟協議シリーズ2-ECFA 規劃內涵與洽簽進展」『台湾經濟論衡』Vol.8, No.4.
- *經建會綜合計劃處[2010c]「洽簽兩岸經濟協議シリーズ3-ECFA 影響評估與衝擊調適」『台湾經濟論衡』Vol.8, No.4.
- *吳榮義(2010)「ECFA 與台湾・中国經貿關係-未來台湾經貿該何去何從?」吳榮義主編『解構 ECFA: 台灣的命運與機會』第一章, 台北: 新台湾国策智庫。
- *蔡易如[2010]「由核心-辺陲理論看 ECFA 对台湾經濟的影響」吳榮義主編『解構 ECFA: 台灣的命運與機會』第六章, 台北: 新台湾国策智庫。
- *蕭萬長[2005]「兩岸共同市場的理念與實踐」http://www.crossstrait.org/version1/subpage7/200603/sieweco_list.php?number=22
- *關魚整理[2010.4]<ECFA 雙英辯論文字紀錄 >
<http://talk.news.pts.org.tw/2010/04/ecfa-ecfa-ecfa-ecfaecfa-ecfa26950ecfa.html>
- 竹内孝之[2010]「FTA を巡る政治問題: 香港と台湾の比較」『問題と研究』第 39 卷 3 号。
- 竹内孝之[2012]「中国との関係改善と台湾の国際社会への参加」小笠原欣幸・佐藤幸人編『馬英九再選 - 2012 年台湾總統選挙の結果とその影響-』アジア経済研究所。
- *中華經濟研究院[2009]『兩岸經濟合作架構協議之影響評估』台北: 中華經濟研究院.(中国語)
- *馬英九等[2008]「經濟政策の2」『馬英九・蕭萬長の包括的な政策白書』。
<http://2008.ma19.net/policy4you/economy/reform>
- 李嗣堯[2007]「台湾の對外經濟關係に関する考察- 規制下の台・中間の經濟依存と規制緩和」『経済学研究』(北海道大学)第 56 卷第 4 号。
- *兩岸共同市場基金会「建構兩岸共同市場的基礎與具體作法」
<http://www.crossstrait.org/version1/subpage1/sp1-1e.htm>
- *工商時報[2009.02.13]「六大工商團體疾呼: 快簽署兩岸 CECA」
<http://www.cooloud.org.tw/node/35285>
- Balassa, Bela (1961), *The Theory of Economic Integration*, (London: Allen and Unwin).
- Krugman, Paul (1911), *Geography and Trade*, MIT Press, MA., US.